

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（2件） (危機管理・防災課) (8・1 掲示)	1
○高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の変更 (鳥獣対策課)	1
○高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の変更 (〃)	1
○告示（第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長）の一部改正 (〃)	1
○告示（第二種特定鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除）の廃止 (〃)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更（5件） (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (〃)	2
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	2
公 告	
○採石業務管理者試験の実施 (工業振興課)	2
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	3

告 示

高知県告示第612号

平成30年7月6日、香南市の区域内において発生した平成30年7月豪雨による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成30年8月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第613号

平成30年7月8日、宿毛市の区域内において発生した平成30年7月豪雨による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成30年8月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第614号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき定めた高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（平成29年3月高知県告示第271号）について次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第615号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき定めた高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（平成29年3月高知県告示第272号）について次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第616号

平成29年3月高知県告示第273号（第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長）の一部を次のように改正する。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

表中「3月15日」を「3月31日」に改める。

高知県告示第617号

平成29年3月高知県告示第274号（第二種特定鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除）は、廃止する。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第618号

吾川郡いの町中追の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
いの町
- 2 調査を行った地域及び時期
吾川郡いの町中追の一部
平成25年度及び平成26年度
- 3 成果の名称

いの町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成30年8月3日

高知県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 高知北環状
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市一宮西町一丁目4170番13から 高知市一宮西町一丁目4170番8まで	前	51.5 59.5	34
	後	55.0 61.5	34

高知県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大豊物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市物部町柳瀬字 大荒3502番2から 香美市物部町柳瀬字 ノトガタキ524番1 まで	前	6.0 26.6	445
	後	9.5 }	430

		26.6	
--	--	------	--

高知県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥西川岸本
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町正延字ショウタゴ925番1から 香南市香我美町正延字ショウタゴ605番1まで	前	3.4 } 5.4	110
	後	4.7 } 13.6	112

高知県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神母木野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町西佐古字西王子435番3から 香南市野市町父養寺字キタラボヲ4番1まで	前	4.3 } 6.0	180
	後	5.4 } 6.7	180

高知県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市八京字大谷237番2から 南国市八京字大谷1442番1まで	前	4.0 } 23.2	126
	後	5.8 } 42.0	125

高知県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年8月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知北環状
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市一宮西町一丁目4170番13から 高知市一宮西町一丁目4170番8まで	34	平成30年8月3日

高知県告示第625号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届

出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市丸ノ内一丁目2-20
一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会
会長 北川 忠幸
(変更後) 高知市丸ノ内一丁目2-20
一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会
会長 吉村 保利
- 2 変更年月日
平成30年6月15日

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験（以下「試験」という。）を次のとおり行う。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目1番10号
高知城ホール 2階会議室
- 2 試験の期日
平成30年10月12日（金）午前10時から正午まで
- 3 試験科目及び出題範囲
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 4 受験手続
受験願書（採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）様式第9によるもの）に写真（手札形とし、受験願書提出前6月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚を添えて提出すること。
- 5 受験願書等の提出期間
平成30年8月31日（金）から同年9月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

の間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、平成30年9月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。

6 受験願書等の提出先

高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県商工労働部工業振興課

7 試験手数料

8,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。)



土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北川村南部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

平成30年8月3日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	井津 信廣	安芸郡北川村野友甲 812番地
〃	野中 孝弘	〃 〃 〃 1011番地1
〃	濱渦 涉	〃 〃 〃 625番地
〃	和田 功	〃 〃 〃 1492番地
〃	小松 保	〃 〃 〃 998番地1
監事	宮内 章	〃 〃 〃 864番地1
〃	濱渦三都夫	〃 〃 〃 766番地の1

(就任)

理事	井津 信廣	安芸郡北川村野友甲 812番地
〃	野中 孝弘	〃 〃 〃 1011番地1
〃	濱渦 涉	〃 〃 〃 625番地
〃	濱渦 悦裕	〃 〃 〃 826番地
〃	濱渦 孝幸	〃 〃 〃 792番地1
監事	濱渦三都夫	〃 〃 〃 766番地の1
〃	小山 朝光	〃 〃 〃 297番地

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第16号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施する。

平成30年8月3日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。)

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。)

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)

(2) 審査の期日

平成30年9月3日(月)から同月14日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう

とする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能	実技試験により行うもの

	に関する観察及び採点の技能	とし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95
	自動車教習所に関	

免許の教習に関する知識	する法令についての知識	パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円)
- イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。